令和元年6月19日学 務 課

幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が国会で成立 したことに伴い、10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始される。

1 国の無償化の概要

- (1) 対象者
 - ・3歳から5歳までのこども
 - ・ 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯のこども
- (2) 対象となる施設・事業
 - ①幼稚園、認定こども園、保育所等
 - ・地域型保育(小規模保育、居宅訪問型保育等)も対象
 - ②幼稚園の預かり保育(保育の必要性の認定が必要)
 - ③認可外保育施設等(保育の必要性の認定が必要)
 - ・一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業も対象
 - ・認可外保育施設は、都道府県等に届出を行っていれば、指導監督基準を満 たしていない施設でも5年間は無償化の対象
 - ④就学前の障害児の発達支援
- (3) 利用料
 - ①幼稚園、認定こども園、保育所等
 - ・無償(子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は月額2万5,700円まで) ※通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担
 - ②幼稚園の預かり保育
 - 幼稚園の利用に加え、月額1万1,300円まで無償
 - ③認可外保育施設等
 - ・3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの 住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償
 - ④就学前の障害児の発達支援
 - ・3歳から5歳までのこどもについて無償化 ※0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもについては既に無償

2 区の対応

改正法や政省令等を踏まえ、現行の保育料や補助制度の見直しを進めるととも に、区報、区ホームページ等で区民・利用者への周知を行っていく。

また、令和元年第3回区議会定例会に保育料条例改正の議案を提出する。

<無償化の対象等>

区分	保育の 必要性	3~5歳	0~2歳 (非課税世帯)	区内对象施設数 (H31. 4現在)
幼稚園(新制度移行)	ı	無億	ı	区立:20園、私立:1園
幼稚園(新制度未移行)	ı	月2.57万円まで	ı	私立:10園
認定こども園	2号·3号認定 O	無億	無價	私立:3園
認可保育園 地域型保育 (小規模・居宅等)	0	無償	無償	(認可保育園) 区立:29園、公設民営:15園、私立:93園 (小規模認可保育園) 私立:18園
幼稚園の預かり保育	0	月1.13万円まで	I	
認可外保育施設等 (一時保育、病児保育、ファミ リーサポート等も含む)	0	月3.7万円まで	月4. 2万円まで	(認証保育所) 私立:42園 (保育ルーム) 私立:3園 (定期利用保育)区立:1園、私立:6園等
就学前の障害児の発達支援	1	無償	無償	(児童発達支援) 16か所 (医療型児童発達支援) 1か所 (保育所等訪問支援) 2か所 (医療型障害児入所施設) 1か所